

## 協会に寄せられる質問 Q&A

**Q: 民宿を開業するにはどうしたら良いですか？**

A: 開業にあたっては旅館業法に基づき各種申請等が必要となります。

**Q: 民宿・ホテル・旅館の違いを教えてください**

A: 全ての宿泊施設は旅館業法に基づき4種類(ホテル・旅館・簡易宿所・下宿)に分類されています。

しかし「民宿」と呼ばれる宿泊施設は旅館業法では存在しません。

一般に広く言い慣わされている通称です。

従って民宿は旅館業法上「旅館営業」「簡易宿所営業」のいずれかにみなされています。

**Q: 民宿の歴史を教えてください**

A: 当会独自調査では、大正末期から昭和初期にかけて長野県白馬地区や千葉県館山地区等で開業したのがはじまりとされています。詳しくは資料をご用意しております。

**Q: 民宿はセルフサービスですか？また食事は部屋食ですか？**

A: いずれも民宿によって異なります。基本は、大広間や食堂でお食事をしていただき、寝具の上げ下げ、寝巻等アメニティ類はお客様に持参をお願いする施設がほとんどです。

## 協会に寄せられる質問 Q&A

**Q: 民宿は全国に何軒ありますか？**

A: 民宿の営業形態は旅館業法が定める「旅館」と「簡易宿所」の両方にまたがっており、その軒数は極めて把握しにくい状況です。他機関の調査によると全国の民宿軒数は2万軒を超え、ホテル・旅館等合わせた全宿泊施設の約2割を占めているようです。

**Q: 民宿は外国人だけで利用出来ますか？**

A: ほとんどの民宿はご利用いただけますが、民宿によってご希望に添えない場合がございます。

**Q: 民宿に宿泊したことがありません。どんな所ですか？**

A: 民宿は家族経営がほとんどです。ホテル・旅館の様な手厚いサービスには届きませんが、家庭的なおもてなしで皆様をお迎えします。  
また、農漁業を兼業している民宿も多く、各種体験メニューもご案内しており、お子様連れ・団体・合宿の方々にも大変ご好評いただいています。

**Q: 地方にある民宿協会(組合)は貴会の支部ですか？**

A: 現在当会に支部は設置しておりません。  
当会は国土交通省の許可を受けて設立された政府所管の団体です。